

第168回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成26年3月28日(金) 午後1時30分～午後3時00分
場 所	群馬県庁審議会室

第168回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成26年3月28日(金) 午後1時30分～午後3時00分
- 2 場 所 群馬県庁(7階)審議会室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、木村 榮、小林 享、
深澤淳志(代理 信田啓貴)、藤本 潔(代理 渡辺博美)
宮前鍬十郎、星野 寛、館野英一、臂 泰雄、小川 晶
- 4 欠席委員 日垣由美、小山 洋、伊藤 清
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 中島課長、浅田次長、松岡次長
建築住宅課 石山次長
- 6 議案
第1号議案 高崎都市計画区域区分の変更(スマートIC周辺工業団地地区)について
第2号議案 玉村都市計画区域区分の変更(文化センター周辺地区)について
第3号議案 榛東都市計画道路の変更(3・4・2号榛東新井幹線)について
第4号議案 吉岡都市計画道路の変更(3・4・10号大久保線ほか1路線)について
第5号議案 前橋都市計画道路の変更(3・4・117号池端町線)について
第6号議案 前橋都市計画道路の変更(3・4・30号総社荒牧線)について
第7号議案 藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第168回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

ただ今から、第168回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は、群馬県都市計画課長の中島でございます。よろしくお願ひいたします。まず、委員の皆様の出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございますが、現在12名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数の2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。なお、今回の審議会は、学識経験を有する委員の方の改選後初めての審議会ということでございますので、お手元にお配りいたしました次第に沿って進めさせていただきたいと思ひます。それでは、委員の異動報告を行います。

(事務局)

まず、学識経験委員のお手元に、委員の委嘱状を配布させていただきました。本来は一人お一人に委嘱状を手渡しでお願いすべき所でございますが、時間の関係もございまして省略させていただきました。委嘱期間は、平成26年3月28日から平成30年3月27日までの4年間となっております。それでは、お手元の群審報第103号をご覧いただきたいと思ひます。群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に定める学識経験のある委員の報告をさせていただきます。今回、6名の委員が再任され、新任として前橋工科大学工学部教授の小林享委員が就任されております。以上です。

2 会長選出

(事務局)

続きまして、会長の選出に移らせていただきます。先程の異動報告にありましたように、今回は学識経験を有する委員の改選後初めての審議会でございますので、議長となるべき審議会議長が現時点で決まっておられません。審議会条例第4条第1項に基づき、会長を学識経験を有する委員のうちから選出させていただきたいと思ひますが、如何いたしましょうか。

(木村委員)

事務局に案はありませんか。

(事務局)

弁護士として都市計画法にも明るく、県及び前橋市の都市計画審議会の経験も豊富な丸山委員にお願いできればと思ひますが、如何でしょうか。

(異議なしの声)

(事務局)

ご異議ないようですが、丸山委員、よろしいでしょうか。

(丸山委員了承)

(事務局)

ありがとうございます。丸山会長、議長席へお願い致します。それでは、丸山会長からご挨拶をいただきます。

(丸山会長)

2期目になりますが、ひとつよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。次に、会長職務代理者の指名です。審議会条例第4条第3項によりますと、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するでございますので、丸山会長から指名をお願いします。

(丸山会長)

会長職務代理者としては、学識経験を有する委員の中で在職期間がもっとも長く経験の豊富な原田委員さんに、お願ひしたいと思ひます。原田委員さんよろしくお願ひいたします。

(原田委員了承)

(事務局)

原田委員さん、一言ご挨拶をお願ひいたします。

(原田委員)

ご指名を頂きました原田でございます。引き続きということでもありますので、皆様のご協力を得ながら進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

3 議事

(事務局)

それでは、これより議事に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願ひします。

(議長＝会長)

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が7件でございます。なお議事の進め方でございますが、関連する議案については一括上程とさせていただきます。お手元の議事記載の議案のうち、第3号から第6号までの議案は関連する議案でございますので一括上程といたします。そのほかの議案は単独上程といたしますので、よろしくお願ひいたします。議案の説明は、幹事からいたしますが、議案によっては関係者の方に補助説明をお願ひする場合もございますので、ご了承を願ひます。議事に先立ち、議事録署名人2名を

指名させていただきますので、ご了承をお願いいたします。木村委員と小林委員にお願いいたします。次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いしたいと思います。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、本審議会の議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にすることで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それではご異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。

ここで事務局から、本日の傍聴者について、報告願います。

(事務局)

一般の傍聴者が0名、報道関係者が1名でございます。

(議長)

それでは、事務局は、傍聴者を入場させてください。

(傍聴者入場)

(議長)

傍聴の皆様には、傍聴要領を遵守してください。これに反する行為をした場合には、退場していただくことがありますのでご注意ください。

報道関係などの方には、ただ今から写真撮影などを許可いたします。

(写真撮影)

第1号議案 高崎都市計画区域区分の変更（スマートIC周辺工業団地地区）について
（議長）

ただ今から、議案の審議を行います。第1号議案高崎都市計画区域区分の変更について
を上程いたします。事務局からの説明を求めます。

（事務局）

それでは、第1号議案高崎都市計画区域区分の変更スマートインターチェンジ周辺工業
団地地区についてご説明いたします。

お手元の議案書1ページとあわせて、添付図面の図-1又はスクリーンをご覧ください。
区域区分の変更、いわゆる線引きの見直しです。位置関係をご説明します。高崎駅東口か
ら東へ延びる東毛広域幹線道路を青色で、関越自動車道を緑色で示しておりますが、これ
が交差する場所に、先月22日に高崎玉村スマートインターチェンジが供用開始しており
ます。このスマートインターチェンジに隣接する地区、赤い線で囲まれた地区64.3ヘ
クタールをスマートインターチェンジ周辺工業団地地区として新たに市街化区域に編入し
ようとするものです。

それでは、お手元の議案書2ページ又はスクリーンをご覧ください。議案書のご説明をさ
せて頂きます。高崎都市計画区域区分を次のように変更する、1.市街化区域及び市街化
調整区域の区分、計画図表示のとおりとありますが、先程赤い枠で囲みました範囲を拡大
して、後程ご説明させていただきます。2.人口フレームですが、市街化区域の拡大にあ
たっては、人口フレーム方式と言われる手法をとっており、市街化区域に収容する人口を
都市計画に定めることとされています。表の説明ですが、基準年となる平成17年の国勢
調査時点では、高崎都市計画区域の市街化区域内人口は22万31百人でしたが、目標年
次となる10年後・平成27年の市街化区域内人口、いわゆる人口フレームは、22万2
6百人になると予測しています。しかし一方で、現在の市街化区域内の人口は、21万8
3百人になると予測され、その差分の人口を保留していることとなります。住宅地の拡大
の場合、この保留する人口の範囲内で市街化区域の拡大を行うこととなりますが、今回は、
工業用地の拡大なので変更はありません。下段に理由が記してございますが、本地区は新
たな産業拠点として、マスタープラン等上位計画に位置付けられており、高崎工業団地造
成組合による開発事業の実施が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ
計画的に市街化を図るべき区域として64.3ヘクタールを市街化区域に編入するもので
す。

それでは、拡大して詳細にご説明させていただきます。お手元の添付図面の図-2又は
スクリーンをご覧ください。区域をお示しする計画図です。スマートインターチェンジ周辺
工業団地地区として今回、市街化区域に編入する区域64.3ヘクタールを、赤い線で囲
ってお示ししております。地形や地物を地区界とすることとされておりますので、道路界
や水路界、筆界などに従って囲って、お示ししております。区域内で井野川と広沢川が合
流し、東毛広域幹線道路が東西に貫通するとともに、周辺には住宅が近接する場所もあり
ます。

添付図面の図-3又はスクリーンをご覧ください。工業団地の土地利用計画図です。グレ
ーで塗られている道路が東毛広域幹線道路、右手に関越自動車道、高崎玉村スマートイン

ターチェンジがここです。オレンジ色の破線で囲みました区域が既存の綿貫工業団地で、その周辺、あくまで構想ですが、薄い青色と紫色が、工場敷地、緑色が公園や緑地、濃い青が開発に伴う流出増対策としての調整池として整備される構想となっています。公園を小学校の隣接地や井野川と広沢川の合流点に大きく設けるとともに、住宅が近接する地区には幅およそ10メートルの緩衝緑地を設置するなど、周辺環境に配慮した計画となっています。

スクリーンをご覧ください。ここで本件に係る県条例に基づく環境影響評価についてご説明させていただきます。開発事業者である高崎工業団地造成組合は、群馬県環境影響評価条例に基づき、表のとおり、方法書、四季調査、準備書と環境影響評価手続きを実施して参りました。県は、今年3月25日付けで、準備書に対する知事意見を通知し、高崎工業団地造成組合は、この知事意見や追加調査等をふまえ、環境影響評価書を取りまとめるとともに、適切に環境保全の取組みを進めることとなっています。

スクリーンをご覧ください。環境影響評価に係る技術的審査につきましては、専門分野の学識経験者で構成される群馬県環境影響評価技術審査会にて審議されますが、環境影響評価書は、環境面から都市計画の案の合理性、妥当性を判断する際の図書と位置づけられておりますので、その概要をご説明いたします。騒音、振動、大気質などとともに、平成24年秋から1年間かけて実施された四季調査を経て、事業の実施が影響を及ぼすと予測された環境省レッドリストや群馬県レッドデータブックなどの掲載種の7種、マキエハギやトウキョウダルマガエルなどの保全対象について、保全措置として、それぞれ移植や工事時期の調整などを講じることとしています。なお、評価書作成にあたっての知事意見として、(1) 工場稼働に伴う大気質、悪臭及び騒音・振動による影響の低減について、進出企業に要請するなど努めること、(2) 工場からの排水及び井野川の水質について注意深く監視すること、(3) 工事中に他の希少種が発見された場合には、追加の対応を行うこと、(4) 動物の移動経路として河川敷が利用されているため、河川区域の改変においては、工事中及び供用後の移動経路を確保することなど、大気環境、水環境、生物環境などにわたり15項目の意見が出され、これらを踏まえた評価書がまとめられることとなります。

添付図面の図-4又はスクリーンをご覧ください。ただいまご説明しました第1号議案につきましては、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画の案について、ご覧のとおり縦覧に供しましたが、1名から1件の意見書の提出がありました。

それでは、意見書の要旨と県の見解をご説明いたします。お手元の別添都市計画の案に係る意見書等要旨及び都市計画決定権者の見解の1ページ又はスクリーン都市計画案に対する意見書要旨と見解をご覧ください。表の左欄ですがA氏からは高崎駅から近距離で昔ながらの風景が残る場所は珍しい。高崎市之宝であり、守るべきものだと思う。この開発計画はこうした自然を壊し、失うものは大きいため、再度検討をお願いしたいという趣旨の意見書の提出がありました。都市計画決定権者として、この計画は、交通利便性に恵まれた本地区に、優良な産業団地開発を目指すものであり、都市計画マスタープランに位置付けられた重要な施策であること、また、事業者である高崎工業団地造成組合が環境

影響評価を実施し、親水公園など自然を活かした整備を計画するなど周辺環境に配慮した計画としていることから、都市計画決定手続きは県案のまま進めるものと考えております。なお、高崎市からは既に、今回の市街化区域編入について異存ない旨回答をいただいております。

以上で第1号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(議長)

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(小林委員)

第1点は、変更の面積ですけれども、どういう根拠でこういう面積にしたのかということ、それから、区域の線引きですけれども、先程簡単な説明がありましたけれども、線引きの理由について、どうしてこういう範囲になったのか。それともう1点、筆界、例えば、縄伸びというのがありますが、この敷地を見ると、筆界、縄伸びがないのは、例えば、既存の宅地なのか、そういうことは既に明らかになっているのか。この2点について確認させて頂きたいのですが。

(事務局)

まず、今回、高崎工業団地造成組合による開発が確実になった区域を市街化区域に編入するわけでございますが、今回市街化区域に編入する理由にもございましたとおり、県のマスタープランでは、高崎スマートインターチェンジを活用した工業団地及び流通団地の整備を大きく位置づけておりまして、上位計画でこの開発の必要性を位置づけておりました。その後、高崎市が中心となりまして、地域の皆様方と工業団地の開発の可能性について話し合ってきた結果、工業団地造成組合として造成可能な範囲をこの区域で確定をし、今回その可能な範囲を市街化区域に編入するものでございます。具体的には、周辺にも住宅地が近接しているところについては、造成側で環境にも配慮しながら、地域の皆さんと合意形成を経ながら、この開発の確実性を高めてきたところで、今回確実となったために市街化区域に編入するものでございます。なお、面積等につきましては、具体的に平面図から拾った面積64ヘクタールあまりと表記させて頂いております。あくまでも、境界を都市計画で定めるといふもの、地形、地物及び筆界などで境界を明示しているものでございます。

(小林委員)

なぜこういうことを言うのかということ、例えば、インターチェンジ周辺の土地の開発要綱を見ると色々進むのですけれども、現代の感覚で言うと、インターチェンジ周辺の土地利用を誘導する時に明らかに工場を誘致したいということですから、現実的に県内の所では誘致が上手くいっていないというそういう開発されたところもあり、今なぜこの時代に明らかに用途変更をして工場を誘致できるのか、その引き合いというか見込みがあるのかという意味でこの面積なのかという質問です。それともう1点、交通機関でいうと、

例えば、JRが駅前周辺の土地を買って開発しようとする場合、現在、県内を見ると上手くいっていない場所が結構あり、例えば、安中榛名の駅前とか昭和インター周辺も中々工場誘致が上手くいっていないんじゃないか、こういう時代にあえてこれくらい広い面積を用途変更して工業団地を誘致して、果して上手くいくのかなという質問です。

(事務局)

県といたしましては、現在、県・市町村全体で持っております企業を誘致する面積が、ここ近年、少なくなっているということで、県と市町村で連携して引き続き群馬県がはばたけるようにしっかりと企業誘致をしていきたいという産経部及び県と市町村の連携体制のもと積極的に企業にとっても立地可能性の高いこういった交通アクセス性の優れたところで新たな工業団地及び流通団地の造成を計画しているところでございます。先般、企業局によります宮郷工業団地など、同じく東毛広域幹線道路を活用した発展が広く県内の隅々まで及ぶような施策と連携する形で、高崎市においても高崎工業団地造成組合が主体となって引き続き企業誘致を積極的に進めていきたいと。県の持ち分もいくつか中々売れ行きの悪い土地もございますが、全体としてはもう既に60ヘクタールを下回る在庫しかないということで、喫緊な課題として工場用地をストックしておきたいと考えているところでございます。

(議長)

他には何かございますか。それでは、他にご意見もないようですので、本案について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

第2号議案 玉村都市計画区域区分の変更（文化センター周辺地区）について

(議長)

次に、第2号議案玉村都市計画区域区分の変更についてを上程いたしますので、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それでは、第2号議案玉村都市計画区域区分の変更文化センター周辺地区についてご説明いたします。

お手元の議案書3ページとあわせて、添付図面の図-5又はスクリーンをご覧ください。区域区分の変更、先程と同様、いわゆる線引きの見直しです。位置関係をご説明します。第1号議案でもご説明しました高崎玉村スマートインターチェンジから伊勢崎方面に伸びる東毛広域幹線道路を青色で、丸で玉村町役場や県立女子大をお示ししています。玉村町

役場にも近く、既存の市街化区域に隣接した赤い線で囲んだ地区16ヘクタールを文化センター周辺地区として新たに住居系の市街化区域に編入しようとするものです。

それでは、お手元の議案書4ページ又はスクリーンをご覧ください。議案書のご説明をさせていただきます。玉村都市計画区域区分を次のように変更する、1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分、計画図表示のとおりとありますが、先程赤い枠で囲みました範囲を拡大して、後程ご説明させていただきます。2. 人口フレームですが、第1号議案と同様、市街化区域に収容する人口を都市計画に定めることとされています。表の説明ですが、基準年となる平成17年の国勢調査時点では、玉村都市計画区域の市街化区域内人口は96百人でしたが、目標年次となる10年後・平成27年の市街化区域内人口、いわゆる人口フレームは、1万3百人になると予測しています。今回の拡大では、保留する人口フレームを使いまして、市街化区域内の人口を99百人まで拡大をするものでございます。下段に理由が記してございますが、今回の変更は、マスタープラン等上位計画に位置付けられた住宅地として、土地区画整理事業の実施が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として16ヘクタールを市街化区域に編入するものです。

それでは、拡大して詳細にご説明させていただきます。お手元の添付図面の図-6又はスクリーンをご覧ください。区域をお示しする計画図です。文化センター周辺地区として今回、市街化区域に編入する区域16ヘクタールを赤い線で囲ってお示ししております。地区内には、文化センターと中央小学校があり、周辺にも玉村町役場、保育所、児童館、南中学校が立地するなど、居住に適した周辺環境となっております。既存の施設や住宅も含めて区域取りをしていますが、区域区分は地形や地物を地区界とすることとされており、道路界や水路界、筆界などに従って囲って、お示ししております。

添付図面の図-7をご覧ください。外側の赤い線で市街化区域に編入する区域をお示しし、着色部分が土地区画整理事業区域となっております。あくまで構想図ですが土地利用計画図では、黄色で住宅地を、緑色で公園を、濃い青で開発に伴う流出増対策としての調整池を、オレンジ色やピンク色で区画道路をお示ししています。

添付図面の図-8をご覧ください。参考図のご説明ですが、玉村町が決定告示を予定している用途地域を示しています。中間部の新たに造成する住宅予定地は第一種低層住居専用地域とし、既存の住宅地や文化センターや中央小学校周辺は、既存不適格にも配慮して、周辺の既存住宅地と同じ第一種住居地域とする予定です。

添付図面の図-9をご覧ください。ただいま説明しました第2号議案については、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第2号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(議長)

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(小林委員)

地区計画をおかけになるということを先程おっしゃっていたのですが、図－８で地区ごとの第一種すべてに地区計画をおかけになる予定ですか。

(事務局)

あくまでも玉村町決定でございますけれども、地区計画を併用して住宅環境を整えていきたいと考えております。

(小林委員)

地区計画の中身はそれぞれの用途地域地区ごとに変えるということですか。例えば、200の60、80の40で地区計画の中身、例えば、建物の用途とか位置だとか色だとか項目が色々変わってくると思いますが、それごとに玉村は地区計画をお考えなのですか。

(事務局)

具体的には、この範囲で地区計画を決定し、その地区計画の中にA区域、B区域、C区域がそれぞれゾーニングしてそれぞれにふさわしい地区計画を計画していると聞いております。

(原田委員)

土地区画整理事業を実施するという事なのですが、これは組合施行ですか。

(事務局)

町施行で行政施行の区画整理事業と聞いております。

(原田委員)

図－７の真ん中あたりに交通ターミナルとありますが、これはどういうものですか。

(事務局)

玉村町では町行政で運営しております、たまりんという巡回バスなどがございまして、玉村町は鉄道駅がない町村でございまして、新町や高崎方面あるいは伊勢崎をつなぐ町内循環バスの拠点となる場所を現在の役場近くから文化センターのエリアに移転をして、住民の利便性を向上させたいというように計画していると聞いております。

(原田委員)

区画整理の計画決定も同時くらいに行われるのですか。

(事務局)

同じ決定、告示日を予定しております。

(小林委員)

あと1点、関連するのですけれども、図-7の区画街路ですけれども、これはあくまでも決定ということではなく参考ということによろしいですか。

(事務局)

はい。

(議長)

他には何かございますか。それでは、他にご意見もないようですので、本案について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

第3号議案 榛東都市計画道路の変更(3・4・2号榛東新井幹線)について

第4号議案 吉岡都市計画道路の変更(3・4・10号大久保線ほか1路線)について

第5号議案 前橋都市計画道路の変更(3・4・117号池端町線)について

第6号議案 前橋都市計画道路の変更(3・4・30号総社荒牧線)について

(議長)

第3号議案榛東都市計画道路の変更について、第4号議案吉岡都市計画道路の変更について、第5号・第6号議案前橋都市計画道路の変更については、先程申し上げましたように関連議案でございますので一括上程いたします。事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それでは、ご説明させていただきます。第3号、第4号、第5号そして第6号議案は、1つの路線、一般県道南新井前橋線に係る都市計画区域毎に分割された議案となっておりますので、まず、全体概要についてご説明させていただきます。

添付図面の図-10又はスクリーンをご覧ください。第3号議案から第6号議案までの位置関係を全体概要図でご説明いたします。図面中央を南北に走る緑色の線で関越自動車道を、緑色の丸で駒寄スマートインターチェンジを示しています。黄色の線で周辺の県道、左側から高崎渋川線バイパス、高崎渋川線、前橋伊香保線を、そして右側の紫色の線で国道17号と国道17号上武道路をお示しております。左側の高崎渋川線バイパスから、右側の国道17号上武道路をつなぐ路線が、一般県道南新井前橋線となります。都市計画区域が複雑に入りくんでいることから、左側から榛東都市計画道路、吉岡都市計画道路、前橋都市計画道路を挟んで、再び吉岡都市計画道路の変更が連続し、少し飛びまして最後に前橋都市計画道路の変更となります。赤くお示しました第3号議案から第6号議案までが繋がりますと、榛名山麓と赤城山麓を繋ぐ新たな路線となると共に、駒寄スマートイン

ターチェンジへのメインのアクセス道路ともなる路線となり、計画的に、来年度早々より用地買収などの事業着手を予定しておりますが、駒寄スマートインターチェンジにつきましては、平成29年度末には大型車の通行にも対応したスマートインターチェンジに改良される予定となっております。

それでは、第3号議案から、順番にご説明させていただきます。添付図面の図-11又はスクリーンをご覧ください。総括図では、榛東都市計画道路3・4・2号榛東新井幹線を赤くお示しています。計画書、理由はお手元の議案書6ページをご覧ください。変更理由を含めまして具体的な内容について、拡大図でご説明いたします。

図-12をご覧ください。3・4・2号榛東新井幹線の計画図をお示ししています。高崎渋川線バイパスから吉岡都市計画区域との境、八幡川までの延長760メートルを、2車線、幅員は全線15.5メートルで計画していますが、計画書等では整数表記がルールとなっているため、幅員16メートルとなっております。南新井前橋線バイパスの事業化に向けて、都市計画決定するものです。

図-13をご覧ください。道路の断面構成についてご説明いたします。一般部では、中央に幅3メートルのゼブラゾーンを配置し、2車線の車道、そして両側に2.5メートルの歩道の計画となっております。交差点部では、中央の幅3メートルを右折帯とすることで、交差点毎に幅員を変化させることなく、全線一律の幅員で計画しました。

図-14をご覧ください。ただいまご説明いたしました第3号議案につきまして、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の募集を行いました。公述の申し出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供したところ、意見書の提出が1件ありました。なお、この意見書は、この後ご説明させていただく吉岡都市計画道路3・4・11号陣場線への意見書としても重複して提出されています。それでは、意見の要旨の説明に先立ちまして、意見書に係る土地と都市計画道路との関係をご説明いたします。スクリーンをご覧ください。補足資料としてご説明いたします。A氏は、吉岡町在住ですが、本路線榛東都市計画道路では農地が、そしてこの後ご説明いたします吉岡都市計画道路では宅地と農地が、それぞれ影響を受け、分断されることとなるものです。榛東都市計画区域を拡大すると、このようになります。それでは、お手元の別添資料、都市計画の案に係る意見書等要旨及び都市計画決定権者の見解の2ページ、又はスクリーンをご覧ください。表の左欄意見の要旨ですが、①では、計画道路によって分断される宅地および農地には補償がないと説明を受けたが、納得出来ないとの内容でした。また、④では、現在の道路計画の変更を求める。また、地元行政に不信感を持った。今後誠意ある対応を望むとの内容でございます。意見書に対する都市計画決定権者の見解ですが、当該意見書については、事業に関するものであり、事業実施にあたり、事業者の見解、用地補償については、関係者の意見を聞きながら、用地補償基準に基づいて、補償を行うとの考えに基づき対応することとし、また、今後もA氏に対して誠意を持って対応することとし、都市計画決定の手続きは、県案のまま進めるものと考えております。また②では、地権者が連絡を受けたときには住民説明会で計画が決定したかのように説明を受けたが、問題はないのかとの内容です。これにつきましては、右欄に記しておりますが、事業者がルート選定にあたり、広く地域住民の声を反映させることを目的に、回覧板等で周知の上、平成24年の9月と10月に住民説明会を実施、その後、ルート決定後、

都市計画手続きとしての住民説明会を平成25年の6月に実施しております。そしてその後、道路詳細設計がまとまり、地権者が特定できた段階で平成25年の11月に地権者説明会を実施したものです。都市計画決定に至る各段階では、広く住民意見を聞く目的で説明会等を実施しており、実際、地権者の特定が早い段階では困難であることから、回覧板等による周知の上で、地域住民を対象とした説明会を実施しているものです。また③で、町広報にて知事宛に意見書が提出できると知ったが、地権者には改めて連絡があってもよいのではないかとの内容ですが、同様に、都市計画手続きとしての縦覧は、県報及び市町村広報誌等で公告しているものです。いずれの件につきましても、既にA氏には意見書提出後に2度接触してご説明し、ご理解を得られていると聞いております。今後もA氏に対して誠意を持って対応することとし、都市計画決定の手続きは、県案のまま進めるものと考えております。なお、参考表記としましたが、A氏のその他意見として、家屋は平成24年6月に新築したばかりであり、なぜ新築前に連絡がなかったのか納得できないとのことですが、平成24年8月の関係市町村・自治会役員との協議時に初めてルート案を提示しました。また、道路計画の決定時期として、①県議会での計画採択時期、②吉岡町へ計画を連絡した時期、③法務局へ連絡した時期などを求められています。そして、地元意見のとりまとめ役を担った陣場地区建設対策委員会に対するご意見などを頂いておりますが、直接、本都市計画決定に係るご意見ではないので、参考表記とさせていただきます。いずれにしましても、既にA氏にはご理解を得られていると聞いておりますが、今後ともA氏に対して誠意を持って、丁寧に対応させていただく所存です。

続きまして、第4号議案についてご説明します。添付図面の図-15又はスクリーンをご覧ください。総括図では、先程の第3号議案に続く吉岡都市計画道路3・4・11号陣場線、そして前橋都市計画区域を飛んで3・4・10号大久保線を赤く示しています。計画書、理由はお手元の議案書8ページをご覧ください。変更理由を含めまして具体的な内容について、拡大図でご説明いたします。

図-16をご覧ください。第3号議案に続く3・4・11号陣場線の計画図をお示しています。榛東都市計画区域との境、八幡川から前橋都市計画区域界までの延長430メートルを、2車線、幅員は全線15.5メートルで計画していますが、計画書等では整数表記がルールとなっているため、幅員16メートルとなっております。南新井前橋線バイパスの事業化に向けて、都市計画決定するものです。

図-17をご覧ください。そして、もう1路線、前橋都市計画区域を飛び越した吉岡都市計画道路3・4・10号大久保線の計画図をお示しています。前橋都市計画区域界の関越自動車道下付近から主要地方道前橋伊香保線までの延長740メートルを、2車線、幅員は前橋伊香保線との交差点部を除き、一律15.5メートルとなっております。なお、本区間は、平成18年に供用開始した駒寄スマートインターチェンジの交通量の増大に対応すべく、平成20年から24年にかけて先行して整備実施しており、既に完成している区間となっております。

図-18をご覧ください。道路の断面構成にてご説明いたします。上段の一般部、中段の交差点部ともに、先程の榛東都市計画道路と同じ横断構成ですが、下段の3・3・2号主要地方道前橋伊香保線との交差点部につきましては、警察協議により、本都市計画道路の交差点部の安全性を確保するため、隣接する商業施設への出入りを防止するラバーポールが

設置されているため、0.6メートル広い幅員となっています。

図-19をご覧ください。ただいまご説明いたしました第4号議案につきまして、都市計画の原案を閲覧に供し、公述人の募集を行いました。公述の申し出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供したところ、意見書の提出が1件ありました。この意見書については先程ご説明いたしましたように、榛東都市計画道路3・4・2号榛東新井幹線の意見書と重複して提出されたものとなっていますので、ご説明は省略させていただきますが、意見書に係る土地と都市計画道路との関係をご説明いたします。バイパスではない現道の高崎渋川線沿いにご自宅がございます。飛んだところに農地がございます。こちらでは、宅地と農地が影響を受けることとなります。意見書は、先程ご説明しました榛東都市計画道路と同一内容ですので、意見書に対する都市計画決定権者の見解としましては、先程と同様に、当該意見書については、事業に関するものであり、事業実施にあたり、事業者の見解に基づき対応することとし、また、今後もA氏に対して誠意を持って対応することとし、都市計画決定の手続きは、県案のまま進めるものと考えております。先程もご説明させていただきましたが、既に地権者にはご理解を得られていると聞いておりますが、今後ともA氏に対して誠意を持って、丁寧に対応させていただきます所存です。

続きまして、第5号議案についてご説明します。添付図面の図-20又はスクリーンをご覧ください。総括図では、前橋都市計画道路3・4・117号池端町線を赤くお示しています。計画書、理由はお手元の議案書10ページをご覧ください。変更理由を含めまして具体的な内容について、拡大図でご説明いたします。

図-21をご覧ください。3・4・117号池端町線の計画図をお示しています。先程の吉岡都市計画区域に挟まれた区間、延長860メートルを、2車線、幅員は全線15.5メートルで計画していますが、計画書等では16メートルとなっております。南新井前橋線バイパスの事業化に向けて、都市計画決定するものです。

図-22をご覧ください。道路の断面構成ですが、一般部、交差点部ともにこれまでと同じ横断構成となっています。

図-23をご覧ください。ただいまご説明いたしました第5号議案につきまして、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の募集を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

引き続きまして、第6号議案前橋都市計画道路総社荒巻線の変更についてご説明させていただきます。

添付図面の図-24又はスクリーンをご覧ください。位置関係をご説明します。利根川に架かる上毛大橋を黒くお示ししております。紫色で示しました国道17号との交差点を過ぎ、桃の木川を渡る多嘉橋を過ぎ、平成28年に全線開通を予定している国道17号上武道路へ接続するまでの間、今回、道路計画を変更する約360メートル区間を赤色で、お示ししております。青色の区間は、道路計画を変更しない区間としてお示ししております。

計画書、変更理由はお手元の議案書12ページをご覧ください。変更理由を含めまして具体的な内容について、変更区間を拡大してご説明いたします。

添付図面の図-25計画図又はスクリーンをご覧ください。黄色く表示しました区間が、

今回変更する区間でございます。幅員20メートルの都市計画道路として平成元年に決定され、現在に至っているものですが、図の右側で接続する、国道17号上武道路の整備進捗にあわせて、当該区間の道路整備に着手すべく、工事実施に先立ち実施した検討に基づき、計画を見直そうとするものです。主な変更点でございますが、地域交通を確保するための新たな交差点の設置や、縦断計画を見直し車道を持ち上げ、地域分断を避けるボックスカルバートを設置するなど、地域の連続性を保ちつつ、本線交通の安全と円滑な流れを確保すべく、見直すものです。

添付図面の図-26またはスクリーンをご覧ください。変更区間を3つに分割し、拡大図にてご説明いたします。起点側、区域の西側からご説明いたします。変更前を黄色で、変更後を赤色でお示ししていますが、こちらでは、新たに交差点を設置し、本都市計画道路と地域道路を接続すると共に、本都市計画道路に右折レーンを確保して右折交通の処理と本線交通の円滑な流れを確保しようとするものです。

添付図面の図-27又はスクリーンをご覧ください。変更区間の中央部の拡大図です。こちらでは、地域道路の分断を解消すべく、車道部を分離して持ち上げて、本線下にボックスカルバートを設置するもので、地域内の連続性を確保するとともに、本線交通の円滑な流れを確保するものです。なお、歩道につきましては、地域内での歩行者利用に配慮して周辺土地利用と同じ高さで設置する形で、見直すものです。

添付図面の図-28又はスクリーンをご覧ください。変更区間の終点部の拡大図です。こちらでは、整備の進む国道17号上武道路と本都市計画道路との交差点部に右折レーンを設置するとともに、交差点付近では植樹帯を設けるなど、上武道路との交差点部での環境にも配慮するなど、交差点部での安全とスムーズな走行を確保しようとするものです。

添付図面の図-29又はスクリーンをご覧ください。ただいまご説明しました、第6号議案につきましては、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成26年1月21日から2月4日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第3号から第6号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(議長)

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(小林委員)

道路本体の断面ですけれども、今の時代からいうと、植栽帯を設けなくて歩道2.5メートルでやるのもいいのですけれども、中々あの道路では見栄えが悪いのではないかと思います。なぜ道路幅員15.5メートルなのか。

(事務局)

本来、都市計画課といたしましては、都市部において積極的に植樹帯を設け、環境や景

観に配慮した道路造りを推進しているところでございますが、本道路が比較的都市部ではないということで、周辺に農地も広がっており、逆に言いますと赤城・榛名もよく見渡せるいい環境にあるということで、こちらの路線につきましては、植樹帯を設けずにコストの削減を図りつつ、1日も早い全線の開通に向けて事業費を積極的に整備に充当していきたいと考えており、このような計画とさせていただきます。

(小林委員)

もう1点、盛り土部が出てくるところ、今のお話だと大体平坦なところとそれから上武道路のところは盛り土部ですが、歩道はそのまま、車道の部分は持ち上げて、かなりまっしぐらな形に見えるかなと思うのですが、そういうところの処理、すりつけの部分の処理についてのお考えをお聞かせ下さい。

(事務局)

具体的には、当初、黄色の20メートルで都市計画決定をさせて頂きまして、上武道路の進捗に合わせまして1日も早く工事進捗を図りたいということで、地域住民の皆様との説明会を平成24年の6月と12月に実施をいたしましたところ、道路には総論賛成なのですが、4車線の道路で一つの地域が分断されることに大変改善を求められるということで、複数回にわたり事業者である土木事務所が住民説明会で意見交換をする中で、新たな交差点を設けると、今の地区計画の中で重要な幹線道路となっているものの分断することなくということで、車道のみ縦断を変更する案で地域の皆様のご理解を頂くことができたということであります。具体的には、歩道は宅地沿いに車道と分離するところには壁ができてしまうわけですが、しっかりと注意しながら、上武道路の交差点とも少し歩道部の余裕をもって植樹帯なども設けておりますので、しっかりとつなぎ部、細かい部分についても対応してまいりたいと考えております。

(小林委員)

もう1点、今回都市計画決定する道路ですけれども、盛り土部はあとは出てこないのですか。

(事務局)

はい。

(議長)

他には何かございますか。それでは、他にご意見もないようですので、本案について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、本案は、原案のとおり決定いたします。

第7号議案藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

次に、第7号議案藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを上程いたしますので、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それではご説明させていただきます。私、建築住宅課の次長、石山と申します。よろしくお願います。第7号議案藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてをご説明させていただきます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り建築できることになっております。本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁である群馬県知事が本審議会に付議し、ご審議いただくものでございます。それでは、議案の概要を説明させていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。付議書の写しでございます。群馬県知事からの付議となっております。

続きまして、裏面14ページをご覧ください。施設概要となっております。名称は、藤岡都市計画区域内産業廃棄物処理施設、用途地域は、工業専用地域、申請者住所氏名は、藤岡市中大塚952番地、神田窯業有限会社代表取締役神田よしの、所在地は、藤岡市中大塚字瀧前953番1でございます。敷地面積は、1,154.88平方メートル、主な施設は、産業廃棄物処理施設の中間処理施設でございます。今回の申請は、がれき類の破碎処理施設の新設であり、現在の敷地は、廃棄物処理法の収集運搬の許可を平成15年に受け、がれき類の積み替え保管施設となっております。処理能力は、がれき類、アスファルト塊の破碎として一日当たり418.96トンです。建築物としては、新築で、申請床面積は、30.63平方メートルとなっております。理由として、本施設は、アスファルト塊を破碎する施設を新設するもので、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設で処理能力一日当たり5トンを超えるがれき類の破碎施設に該当することから、同法第51条ただし書きの許可を行おうとするものでございます。申請者の神田窯業有限会社は昭和47年に設立され、瓦の製造、屋根工事をおこなっていましたが、昭和58年に再生アスファルトの製造、販売を始めました。現在では瓦の製造は止め、屋根工事は別会社として、産業廃棄物の収集運搬業、再生アスファルト合材製造販売、外構舗装工事業を主な事業としております。今回は、現在おこなっている収集運搬の積み替え保管施設に新たに、破碎処理施設を設置する計画です。処理内容としてはアスファルト塊の一次破碎です。

それでは、添付図面を説明させていただきます。スクリーン又は、図-30をご覧ください。藤岡都市計画図において申請地の位置を示しております。図面の左側、水色で示している区域が工業専用地域です。その中で赤い色で示している部分が申請地でございます。申請地の直ぐ近くを上信越自動車道が走っていて、東側に約3.2キロメートルの所にJR群馬藤岡駅があります。搬入路としましては申請地の南側は国道254号線から、北側は高崎市内からとなります。搬出路につきましては、伊勢崎市にある廃材処分・再生材販売

会社に搬出します。

スクリーン又は、図－３１をご覧ください。付近見取り図でございます。赤い色で囲まれた部分が今回の申請地でございます。緑色の線で示したのが搬入出で使用する市道１０３号線、市道３１９８号線を経て申請敷地に到達する道路です。ピンク色の円で申請敷地から３００メートルの範囲を示しています。申請地は工業専用地域内ですので殆どが水色で示した工場です。住宅は黄色で示していますが、一番近い住宅は申請敷地から南西側に２００メートルほど離れています。周辺住民への説明については、地元区長と周辺５００メートル以内の住民の方々に説明会を開催し事業計画の説明を行い、ご理解頂いております。本申請については、すでに収集運搬をおこなっておりますので運搬車両の増加は殆どありません。また、車両運行に関しては、地元車両優先、運搬車両の徐行等自主規制しております。

スクリーン又は、図－３２をご覧ください。こちらは、敷地内の建物の配置状況を示したものでございます。赤色は敷地との境界線を示しております。青色の三角の部分から敷地へ出入を行います。黄色で塗られた部分が今回の申請により建築される予定建物で、黄色の枠の部分は、トラックスケール・計量器の設置予定地でございます。緑色の矢印は、搬入経路、水色の矢印は、搬出経路を示しております。薄緑で塗られた部分は、緑地帯となります。

スクリーン又は、図－３３をご覧ください。こちらは、建築される施設の平面図に処理工程を示したものであります。出入口から運搬車が入り、廃棄物は①受入・計量してから、右側の赤紫の枠の②処理前保管場所に積み下ろされます。処理前保管場所からは重機にて、③投入・一次破碎、黄色の建物の中の処理施設へ投入して一次破碎処理が行われ、ベルトコンベアーにて左側の赤紫枠の処理後保管場所④へ集積されます。一時保管された後、運搬車両により⑤積込・搬出され、伊勢崎のクラッシングセンターへ搬出されます。

スクリーン又は、図－３４をご覧ください。こちらは、処理施設の平面図になりまして、申請床面積は３０．６３平方メートルの建物になります。左側が建物の下部、右側が建物の上部を表した平面図となっております。３面が壁に囲まれていまして、図面下側が解放されていて、そこから、重機でアスファルト塊を建物中央にある破碎設備に投入して、処理が済んだものをベルトコンベアーで破碎後保管場所へ運搬します。

スクリーン又は、図－３５をご覧ください。こちらは、処理施設の立面図になりまして、最高の高さは約６．７メートル程度の建物になります。

スクリーン又は、図－３６をご覧ください。こちらは、処理工程図でございます。先程図－３３の処理工程図で説明したものと同じでございます。建設現場から排出されるがれき類・アスファルト塊は、一次破碎され伊勢崎市にあるクラッシングセンターへ売却されます。

スクリーン又は、図－３７をご覧ください。こちらは、手続き関係の状況を示したものです。左側については、廃棄物処理法に基づく事前協議の流れを示しております。事前協議書を平成２４年１１月６日に提出しまして、平成２５年７月３０日付けで事前協議が終了しています。申請敷地が工業専用地域であること、すでに積み替え保管施設として使用していることから、一部手続が省略となっております。左下については、同じく廃棄物処理法に基づく施設の設置許可の流れを示しています。中央については、建築基準法関係の

流れを示しており、平成26年1月30日に第51条の許可申請が提出され、本日、本審議会に付議しているところです。その後、審議会で支障なければ、確認申請をとり、施設の運営開始までの流れを示しております。右側については他法令の必要手続きを示しています。

最後になりますが、本申請にあたっての生活環境の保全についてですが、排水については処理工程上発生いたしません。また、粉塵についても建屋内作業となるため外部への飛散は少なく、保全設備の集塵機を完備しております。騒音、振動につきましては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可申請に伴い、生活環境影響調査を行っており、その報告書の中で、いずれも基準値以下であると評価されております。臭気については、悪臭の発生するおそれのある廃棄物ではなく、周辺環境に与える影響はないと予測しております。以上のことを踏まえ、本計画による処理施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障のないものと考えられるため、本審議会に付議させていただきました。

説明は、以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(議長)

それでは、ただいま説明のありました本案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

(館野委員)

当事業については、現在は操業しているということですが、今回は破砕機を導入するのみということですか、破砕機以外の導入はないということですか。住民説明もやっているようですが、破砕時の騒音も結構高いものですから、まだ稼働はしていないと思いますので、事前の確認はどうしていますか。

(事務局)

まず、最初の質問ですが、今回の施設はアスファルトのみということでございます。騒音に関しては、騒音・振動いずれも規制値が70デシベルですが、この機械でアスファルトを破砕する場合の予測測定値ですが、騒音値が63.4デシベル、振動値につきましても55.7デシベルとなっております。図-37で、事前協議が終わり、今度は建物が建築基準法の許可・確認とは別で廃棄物処理施設の設置許可、工事着工した後の廃棄物処理業の許可などそれぞれ検査がありますので、機械が設置された時にテスト的にやって確認できるというように考えております。

(議長)

他には何かございますか。それでは、他にご意見もないようですので、本案について都市計画上の支障なしと決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

ご異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

(議長)

以上で、本日の議案の審議は終了いたしました。傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。静粛な傍聴にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(議長)

最後に5その他ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回、第169回審議会の開催についてですが、通例によりますと5月の平成26年第2回定例県議会後の開催でございます。具体的には、県議会の日程が決まりましたら、会長にご相談して期日を決定させていただきたいと思っております。

(議長)

次回の日程については、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(議長)

はい、それではそのように取り計らいます。

(議長)

それでは、長時間ご苦勞様でした。本日は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

(閉会：15：00)

(議事録署名人)
